

第13 自転車防犯登録制度

1 自転車防犯登録

自転車防犯登録は、自転車の所有者を明らかにするための制度で、法律により利用者の義務として定められています。防犯登録をすることにより自転車の盗難防止効果が期待できるほか、万が一盗難被害に遭った場合には、新潟県警察のコンピュータに登録された所有者氏名、登録番号等のデータがその発見や回復に役立てられます。

平成29年4月1日、新潟県における自転車防犯登録の手数料や手続方法などが改正されました。防犯登録制度については以下のとおりです。

2 防犯登録の手続

(1) 防犯登録

- 自転車防犯登録所（「自転車防犯登録所」の標板を掲示している自転車販売店）で登録することができます。登録手数料は1台につき600円（非課税）です。
- 防犯登録された自転車には、登録シールが貼付されます。
- 所有者には登録時に登録証（登録カード）が交付されます。
- 登録証は、変更・抹消など手続の際に必要ですので大切に保管してください。
- **新規登録は、警察ではできません。**

●●－×××××××
新潟県警察
新潟県防犯協会

登録シールの見本

(2) 変更登録

所有者は変わらず、所有者の姓（氏）、住所又は電話番号等が変わった場合は、変更登録の手続が必要です。変更登録手数料はかかりません。

(3) 抹消登録

譲渡・交換・転売・廃棄など自転車を処分する場合は、所有者による抹消登録の手続が必要です。

(4) 所有者の変更（譲渡・交換・転売など）

人から譲り受けたり、リサイクル店、回収業者等から購入した自転車は、所有者の変更を伴いますので、自転車防犯登録所において、新所有者による新規登録の手続きが必要です。また、破損などによるシールの張り替え交換は、旧登録の抹消登録を行ったうえ、新規登録の手続きが必要です。

(5) 参考事項

- 変更・抹消登録など各種手続きに関することについては、（公社）新潟県防犯協会、最寄りの自転車防犯登録所または警察署等にお問い合わせください。
- 各種登録は、身分証の提示が求められるほか、必要なものが異なります。
詳しい手続方法は、新潟県防犯協会のホームページで紹介しています。

問合せ先

公益社団法人 新潟県防犯協会
電話：025－284－1199

